

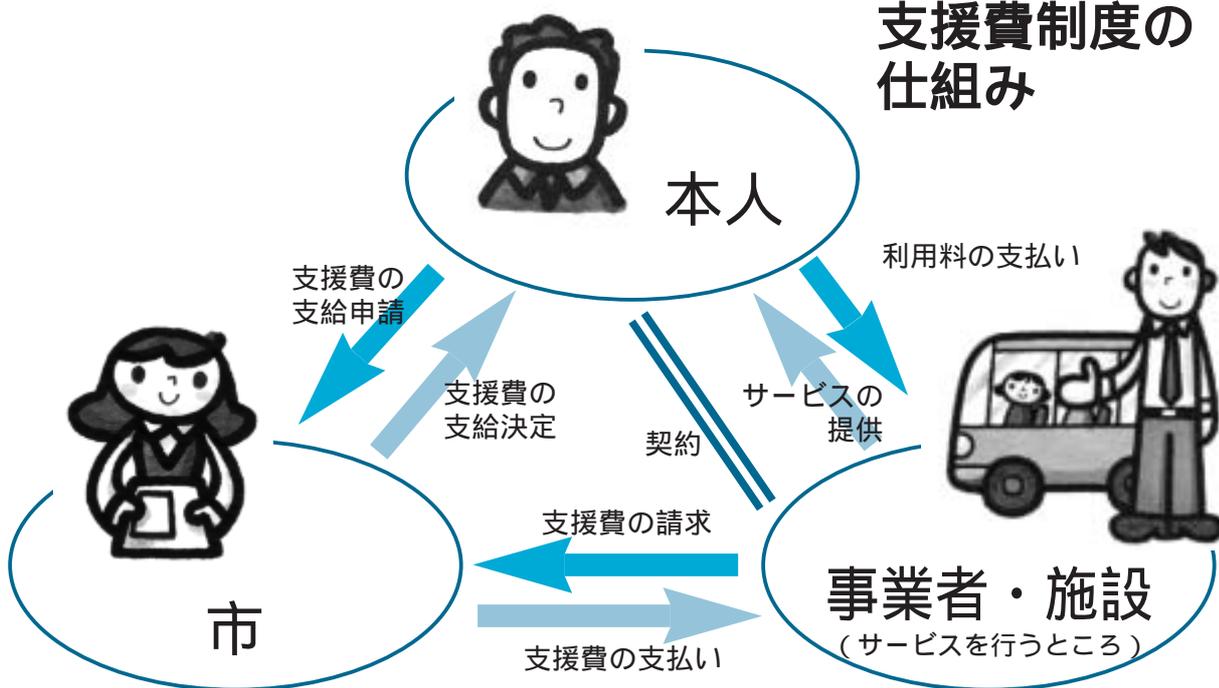
支援費制度が始まります

平成15年4月から

障害者に対するサービスは、今まで、市が事業者もサービス内容もすべて決定（措置制度）していましたが、平成15年4月からは、一部のサービスを除き、利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」に変わります。

これにより、利用者自らがサービスや施設などを選択し、事業者と対等な立場の契約により、サービスを利用することができるようになります。

支援費制度の仕組み



	身体障害者	知的障害者	障害児
施設サービス (入所・通所)	更生施設	更生施設	18歳未満の児童は対象になりません
	療護施設	授産施設*	
	授産施設*	通勤寮 国立コロニー	
居宅サービス	ホームヘルプサービス	ホームヘルプサービス	ホームヘルプサービス
	デイサービス	デイサービス	デイサービス
	ショートステイ	ショートステイ	ショートステイ
		グループホーム	

(*) 授産施設のうち、小規模授産施設（常時の利用者が20人未満）は対象になりません。

支援費制度の対象となるサービスは、大きく分けて、施設サービス（施設訓練等支援）と、居宅サービス（居宅生活支援）の二つに分けられ、左表に示すサービスを利用するときに支援費を受けることができます。

なお、これ以外の日常生活用具の給付や手話通訳事業などのサービスについては、従来どおり行われます。

支援費制度に変わるサービス

10月1日から支援費の支給申請の受け付け開始

来年4月から始まる支援費制度

を利用するためには、市に「支援費の支給申請」を提出し、支給決定を受ける必要があります。

利用を希望する人は、障害者福祉課にある用紙で申請手続きをしてください。

なお、サービスの内容および申請手続きに関する説明会を、次のとおり行いますので、申請する前にぜひお越しください。また、説明会終了後、希望者には個別に相談をお受けします。

【市役所6階大会議室】

日時：10月4日（金）午後1時
30分～3時

【保健福祉館多目的ホール】

日時：10月9日（水）午後1時
30分～3時

【遠山公民館聴覚室】

日時：10月16日（水）午後1時
30分～3時

くわしくは障害者福祉課（☎201539）へ。

日々の点検・清掃を忘れずに

10月1日は、「浄化槽の日」です。浄化槽の維持管理を適切に行わないと悪臭などで周囲に迷惑をかけるばかりでなく、川や沼の水質悪化をまねく原因にもなります。

また、浄化槽の機能を最大限に發揮させるためにも、日々の維持管理が大切です。浄化槽を使用している人は、次のことを定期的に行うことが法令で義務付けられています。



○保守点検…年3～4回

○清掃…年1回以上（全ほつ気方式は年2回以上）

○法定検査（水質検査）…年1回

維持管理費や浄化槽の設置には補助金が

市では、合併処理浄化槽の維持管理（保守点検・清掃）に年間要した費用の2分の1相当額（左表）を助成しています。

なお、維持管理費補助金の申請時期は、保守点検および清掃の契約

合併処理浄化槽の補助金			
維持管理費補助金		設置補助金	
人槽区分	限度額	人槽区分	限度額
5人槽	18,000円	5人槽	354,000円
6人槽	21,000円	6・7人槽	411,000円
7人槽	24,000円	8～10人槽	519,000円
8人槽	27,000円	11～20人槽	981,000円
10人槽	33,000円	21～30人槽	1,668,000円
11～50人槽	33,000円	31～50人槽	2,238,000円



補助金を活用して快適な生活環境を

約期間の終わりの日が属する年度内（ただし、終わりの日が3月31日のときは翌年度）です。

また、し尿と台所、ふろなどの雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽を設置する人に、その設置費用の一部（上表）を補助しています。

また、合併処理浄化槽の設置に伴いトイレを設置した場合、水洗便所設置補助金（1棟につき1基）が支給されます。

騒音地域については、維持管理費および設置補助金とも特例により補助金の限度額が異なります。

くわしくは環境衛生課（☎201531）へ。

消費生活相談 Q & A

マルチ商法

Q 知人から、いいサイドビジネスがあると勧められ会場に行き「組織の会員になり商品を購入してくれる人を紹介すればもうかる、人に勧めるにはまず自分も使ってみて」と言われて会員契約と商品購入契約をしました。しかし人に勧める自信が無いのでやめたいのですが。

A この商法は連鎖販売取引あるいはマルチ商法と思われます。契約書面を受け取ってから20日間はクーリングオフ（無条件で契約が無かったことにする）ができますので手続きしましょう。

今回のようなケースには多くの問題点があります。まれにある成功例のみ聞かされて、ビジネス経営者としての自覚がないまま活動するため、大半の人は買った商品と借金が残り、友人知人との関係が壊れたりします。また、この商法は法律でさまざまな規制があります。

例えば、特に利益があると広告する場合はその計算方法などを示す必要がある、契約の前に事業の仕組みなどを書面で示す、契約時にクーリングオフなどが書かれた書面を渡す必要がある。これらのことを知らないで活動すると自分が加害者



になる可能性もあり、うまい話にはくれぐれも注意が必要です。

なお、クーリングオフ期間を過ぎてもセールストークの問題点などがあれば、解約交渉ができる場合があります。

くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。

駅前放置自転車

10月1日から クリーンキャンペーンを実施

10月1日から11月30日まで、県下一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーンが実施されます。
駅周辺では、歩道や車道に無秩序に放置された自転車やバイクが歩道の幅を狭めたり、点字ブロックを隠したりして、歩行者に大変迷惑をかけています。特に、障害



歩道に放置された自転車

者や高齢者の通行には、大きな支障を及ぼしています。
また、災害時には、緊急活動や避難の妨げにもなります。

自転車やバイクの利用者は市営駐輪場などを利用してください。

市営駐輪場の利用・登録などくわしくは市民生活課（☎201527）へ。

参議院議員補欠選挙

10月27日は
投票日(予定)です

10月27日(日)は、参議院千葉県選出議員補欠選挙の投票日(予定)です。投票時間は午前7時から午後8時までです。

また、不在者投票(予定)は、10月10日(木)から26日(土)まで、土・日曜日、祝日を含む毎日、市役所4階選挙管理委員会にて、午前8時30分から午後8時までできます。大切な一票です。必ず投票しましょう。

市政懇談会

10月は遠山地区、
11月にはニュータウン地区で開催

市政懇談会は、市民のみなさんから市政に関する幅広い意見や要望をお伺いし、市政に反映させることで「市民参加のまちづくり」を推進することを目的に行われるものです。参加を希望する人は直接会場へお越しください。

市政懇談会の日程

地区	日時	会場
遠山	10月18日(金) 午後2時~4時	遠山公民館
ニュータウン	11月15日(金) 午後7時~9時	市体育館

(お知らせ) 10月3日に開催を予定していた豊住地区市政懇談会は延期となりました。
くわしくは市民相談所(☎20-1507)へ。

くわしくは市選挙管理委員会(☎2211111 内線3152)へ。

市民なんでも相談

気軽に相談を

10月21日から27日までの行政相談週間にちなみ、「市民なんでも相談」を開設します。

行政に関する苦情や意見をはじめ、人権相談や家事・民事などの日常生活で起こるいろいろな相談をお受けします。気軽に「相談ください」。

日時 10月21日(月) 午前10時~午後3時
会場 市役所2階201会議室



相談内容 行政に関する苦情や意見、家庭内の問題、隣人関係、人権問題など

相談員 行政相談委員、人権擁護委員、市民生活相談員ほか

くわしくは市民相談所(☎201507)へ。

違反建築防止週間

ルールを守り 安全な建築物を

10月11日から17日は、違反建築防止週間です。わたしたちが安心して暮らすためには、建築物が安全であることが大切です。

建築基準法は、生命・健康・財産を保護するため、地震や火災などに対する安全性に関する基準を定めています。この基準は、建築物を建てる場合には必ず守らなければなりません。

この週間にきょうかけに、新築や増改築するときは、建築基準法に適合しているか建築士とよく相談しましょう。

なお、この期間中に、「一斉公開建築ハトール」が実施されます。

くわしくは建築指導課(☎201564)へ。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

市民なんでも相談 21日(月) 10時～3時

不動産相談 15日(火) 10時～正午

税務相談 15日(火) 10時～3時

外国人相談

10日(木)・24日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

22日(火) 9時～4時

市民よろず相談 19日(土) 1時～4時

(市民よろず相談のみ会場は豊住公民館第1会議室)

工商観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話をしてください。

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 10日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 1日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 3日(木)・17日(木) 9時～正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 10日(木) 2時～4時

場所 セントアンナ在宅介護支援センター

(☎35-6071)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 28日(月) 10時～3時

開発協会(市体育館)(☎26-7251)

健康体力相談 火曜日 9時～正午

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育センター(☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)



イベントや学びの情報がいっぱい

必要な情報が市のホームページなどで見られます

生涯学習情報提供システム

市民のみなさんが生涯学習活動を
を行う上で必要な「学習機会情報」
「施設情報」「人材情報(人材バンク)」「団体情報」の4つの情報を
市のホームページから検索するこ

登録方法などくわしくは生涯
学習課(☎20 1583)へ。

とができる生涯学習情報提供シス
テムが10月1日からスタートしま
した。
なお、各公民館・市立図書館な
どもに同様の情報を掲載した情報
紙を置きますので、インターネッ
トを利用できない人でも、必要な
情報を得ることができます。
市では人材情報と団体情報の2
種類の情報を募集しています。情
報を登録するには、本人または団
体の代表者の申請が必要です。

空き地の管理について

所有者は しっかりと管理を

空き地に雑草を伸び放題にして
おくと、ごみの捨て場所とされた
り、害虫の発生原因となり、周囲
に大変迷惑をかけます。また、交
通の障害や火災の原因となり、思
わぬ被害を及ぼしかねません。
空き地の所有者は、周囲の迷惑
にならないよう、早めに草刈りを
するなど、しっかりとした土地管
理に努めてください。
市では、草刈り機を無料(刈り
刃と燃料は使用者負担)で貸し出
していますのでご利用ください。

くわしくは環境対策課(☎20
1532)へ。

水道料金の納付

便利で確実な 口座振替制度を

市営水道料金が納期限内に支払
われない場合は、督促状や給水停
止予告書を送付しています。これ
らにもかかわらず納付されないこ
きは、給水を停止する場合があります
ますのでご注意ください。
水道料金の支払いは、金融機関
などの窓口やコンビニでもできま
すが、市では便利で確実な口座振
替をお勧めしています。なお、納
入通知書を紛失した人は、料金徴
収委託先の(株)ジェネツ(☎22
8881)へ連絡してください。

くわしくは市水道部業務課
(☎22 0269)へ。

10月の水道水の排水作業日程

水道部では、赤水の発生を防ぐため、次のとおり水道管内の排水作業を行います。期間中は、一時的に減水あるいは赤水になることもありますので、ご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	地区名	作業時間
10月7日(月)	並木町(大久保台・成瀬台)地区	午後10時 ～ 4時
10月8日(火)	並木町(上記以外)・不動ヶ岡地区	
10月9日(水)	飯田町・団護台地区	午前4時
10月10日(木)	宗吾・江弁須地区	

くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。